

## 定 款

一般社団法人日本コンクリート診断士会

平成 22 年 7 月 23 日作成  
平成 22 年 8 月 17 日公証人認証  
平成 22 年 9 月 6 日法人成立  
改訂履歴  
2018 年 7 月 23 日

一般社団法人日本コンクリート診断士会 定款  
第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本コンクリート診断士会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、社団法人日本コンクリート工学協会（以下「J C I」という。）の認定するコンクリート診断士制度を支援することにより、コンクリート構造物の維持管理に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コンクリート診断士の技術力向上・資質向上のための活動
- (2) コンクリート診断士の社会的地位の向上、及び処遇改善に関する広報活動
- (3) コンクリート構造物に関する新技術・新材料の整理・評価等、コンクリート診断に関する社会的問題への対応
- (4) コンクリート構造物の点検・診断、補修・補強、維持管理に関する事業
- (5) 前各号に附帯関連する一切の業務

(主たる事業所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(種別)

第7条 当法人は、次の4種の会員をもって構成し、正会員・学術会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、J C Iにコンクリート診断士として登録した個人。
- (2) 学術会員 当法人に対し功績のあった者または学識経験者。
- (3) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人。
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した、コンクリート診断士の資格を有しない個人。

(入会)

第8条 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第9条 会員は、社員総会で定める額の入会金、年会費を支払わなければならない。本条の会費は、社員については、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(退社又は退会)

第10条 当法人の社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申出。ただし、退社の申出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社する事ができる。
- (2) 3年以上、会費等の支払を滞納したとき（期間を定めて催告した場合に限る）
- (3) 死亡
- (4) 除名

2 当法人の法人会員及び賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申出。ただし、既に支払った会費の払戻はしないものとする。
- (2) 死亡または解散
- (3) 2年以上、会費等の支払を滞納したとき（期間を定めて催告した場合に限る）
- (4) 除名

3 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によってすることができる。会員の除名は、正当な事由があるときに限り、理事会の決議によってするものとする。

第2章 会員

(社員名簿)

第11条当法人は、社員及び法人会員、賛助会員の氏名または名称及び住所を記載した「社員・会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2当法人の社員及び法人会員、賛助会員に対する通知または催告は、「社員・会員名簿」に記載した住所または、社員又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(招集)

第12条当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときには、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に全社員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

### 第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

(役員の選任)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第21条 当法人に会長1名、副会長3名以内を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2会長は一般法人法上の代表理事とし、当法人を代表し会務を総理する。

3副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承

認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬その他、職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(招集)

第24条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務執行状況の報告)

第28条 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第29条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは全出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事等の責任免除等)

第30条 当法人は、理事または監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 当法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

神奈川県川崎市宮前区宮前平三丁目6番地1	林 静雄
ヴィークコート宮前平201	
東京都国立市東二丁目19番地の8	小野 定
東京都府中市押立町四丁目15番地の10	田澤 雄二郎

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本コンクリート診断士会を設立するため、設立時社員林静雄、同小野定、同田澤雄二郎の定款作成代理人である行政書士林秀行は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成22年7月23日

設立時社員 林静雄

同	小	野定
同	田	澤雄二郎

定款作成代理人 行政書士 林 秀行